平成29年度 運用状況 情 報公開制 個 人情報保護 制 度

制度は、 報を開示請求する権利を定めて るために必要な制度です。 情報公開制度は、 情報公開制度と個人情報保護 開かれた市政を推進す 市が持つ情

個人情報保護制度は、 なお、 自分の情 市が持 特

市の刊行物、 所2階行政資料コーナー ◎行政資料コーナー 情報公開の一環として、 議会の会議録など では、 市役

実施機関

法

職

市

課

環下

地 庶

指

合

務 担 当

員民

税

生活コミュニティ課

子ども育成課

境

務

導

教育福祉総合セ

ンター建設室

計

開発

水 道

域

をご覧いただけます。

表1

市 長

委員会

議

情報公開制度における請求の状況

開示請求できます。 のとおりです。 開示の請求 29年度の請求の状況は、 市にある公文書をどなたでも 表 1

開示

2

4

3

4

18

一部開示とは、個人情報などの記載があるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、法令などにより開示することができないと認められるため不開示となったこと、公文書不存在とは、その情報を実施機関が持っていないため開示の請求を拒否したこと。「第1年第1月日の1月日本

※市長(生活コミュニティ課、環境課)については、1件の請求に対して複数の決定をしています。 ※議会への開示請求のうち1件は取り下げとなりました。

決定内容 開示 請求

課

課

課

課

課

課

課

課

2

4

3

2

4

4

31

報を自分でコントロールする権 利を保障しています。 む)について、開示・訂正などの を含む個人情報のことです。 定個人情報とは、マイナンバー 請求権を明らかにし、 つ個人情報(特定個人情報を含 ☆詳しくは、法務担当へ。 情報公開制度 (単位:件)

審査請求

0

不開示

1

4

2

1

1

11

個 人情報保護制 度

があると認められる場合に、 越えて自分の個人情報を利用 報の開示請求ができます。また、 提供する、または、 人情報の訂正・削除の請求、 **| 施機関が条例で定める制限を** 開示・訂正・削除・中止の請求 市が持っている自分の個人情 そのおそれ 個

います。

用)及び外部提供(市以外への提的外利用(保有目的以外での利 供)の中止の請求ができます。 のとおりです。 29年度の請求の状況は、 表2

◎目的外利用・外部提供の制限

報公開 外的に認められます。 会の同意を得た場合などは、 て禁止されています。ただし、本 的外利用や外部提供は、プライ ハシー保護の観点から原則とし 八の同意がある場合や事前に情 ・個人情報保護運営審議 例

> す。 運用状況は、 表3のとおりで

情報公 開 個 人情報保護

審査会へ諮問し、

その答申を受

けて、棄却の裁決を行いました。

個人情報保護運

報の開示の請求に対する決定に

ついて1件の審査請求があり、

開示などの請求に対する市

審

杳

市が持っている個人情報の目 す。 則として情報公開・個人情報保 護審査会に諮問し、 請求や取消訴訟の提起ができま 決定に不服がある場合、 請求に対する裁決を行いま 審査請求があった場合、

答申を受け

表1・表2のとおりです。個人情 29年度の審査請求の状況は、

中止 審査 請求 請求

個人情報保護制度における請求の状況 (単位:件) 表2 開示 実施機関 請求 不開示 開示 開示 企画政策課 2 2 5 民 課 3 長 市 護福祉課 11 11

す。 ※特定個人情報の開示請求はありませんでした。

個人情報の目的外利用・外部提供の状況 表3

		<u>ē</u>)	単位:件)
実施機関	目的外 利用	外部 提供	計
市長	40	31	71
教育委員会		3	3
選挙管理委員会		2	2
監 査 委 員			
農業委員会			
固定資産評価審査委員会			
議 会			
合 計	40	36	76

でご覧いただけます。 諮問及び答申の内容は、 市役

的外の利用に関する諮問1件に 所法務担当及び市ホー 関する諮問3件、 運営審議会を設置しています。 るため、情報公開・個人情報保護 ついて答申がありました。 催され、個人情報の外部提供に 29年度は6月、11月の2回開 個人情報の目

営審議会 問報公開·

情報保護制度の適正な運営を図 市では、 情報公開制度と個人

原